

フジコーポレーション裁判 判決要旨

平成 25 年（ワ）99 号 損害賠償等請求事件

平成 25 年 5 月 24 日（訴えの提起）長野地裁 佐久支部

地裁判決 平成 27 年 3 月 05 日 長野地裁 上田支部

原告の請求をいずれも棄却する。

争点 1（本件各文書による原告の名誉棄損の成否）

原告の主張

本件表現 1－1 煤じんを巻き上げ、周囲にまき散らしている事実。（事実 A）

本件表現 1－2 イーステージ処分場から有害物質が漏えいしている事実（事実 B）

本件処分場がイーステージ処分場と構造や埋め立て物が共通している事実（事実 C）

本件処分場からも有害物質の漏えいが生じている蓋然性がきわめて高い事実（事実 D）

本件表現 2－1 原告が廃棄物に充分水を添加させていないかのような事実（事実 E）

適切にセメントを混練していないかのような事実（事実 F）

本件表現 2－2 煤じんを巻き上げ、周囲にまき散らしている事実（事実 G）

本件表現 2－3 原告が本件処分場の周辺に放射性物質をまき散らしているかのような事実（事実 H）

本件表現 2－4 本件処分場における埋め立て方法が、イーステージ処分場における

それと同一である事実（事実 I）

数年後には本件処分場周辺に有害物質が漏えいする可能性がきわめて高いかのような事実（事実 J）

裁判所の判断 認定事実

1 2 頁 長野県は平成 20 年 1 月、水質悪化の原因が第 2 処分場以外にあることが明らかになっていない、法令の基準に合致していない恐れがあるとして、水質悪化の原因調査や新たな廃棄物の搬入を中止、地下水のモニタリングを今後も継続して行う事などを指示していたことが判明した。

本件表現 1－1 本件処分場内での煤じん舞い上がりの事実そのものを摘示している。

本件表現 1－2 イーステージ処分場の水質検査の結果から、イーステージ処分場から汚染水が漏えいしている可能性がきわめて高いと言う意見を表明しつつ、原告の会長はイーステージ処分場設置の責任者であった事実及び埋め立て方式はいずれもセメント固化を採用している事実を摘示し、これらの類似性から、将来的には本件処分場からも汚染水が漏れ出す危険性があるとの危惧、不安感、長野県の対応への不信感等の意見を表明するものと認めることが出来る。

本件表現 2－1 本件処分場内において煤じんが舞い上がっている事実を摘示するととも

に、その原因は持ち込まれる廃棄物の処理が不十分であるとの**意見を表明**するもの。

本件表現 2-2 煤じんが舞い上がっている事実を摘示すると認められるが、事実 E～事実 G を摘示するとまでは認められない。

本件表現 2-3 近隣の放射線量が高い事実を摘示するとどまり、事実 H までを摘示するものとは認められない。

本件表現 2-4 数年後には本件処分場からも汚染水の漏えいが起こる可能性があるとの意見を表明するもの。事実 I、事実 J を摘示するものとは認められない。

名誉を毀損するか否か？

本件表現 1-1 廃棄物の処理が適切に行われていないとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる。

本件表現 1-2 近い将来において本件処分場から保有水の漏えいする可能性が高いとの印象を与えるものであるから、原告の名誉を毀損する。

本件表現 2-1 本件処分場の管理態勢に問題があるとの印象を与えるものであり、原告の名誉を毀損する。

本件表現 2-2 本件処分場の管理態勢に問題があるとの印象を与えるものであり、原告の名誉を毀損する。

本件表現 2-3 近隣の放射線量の結果それ自体を摘示するにすぎず、**原告の名誉を毀損するとは認められない。**

本件表現 2-4 本件処分場の管理態勢に問題があるとの印象を与えるものであり、原告の名誉を毀損する。

本件文書の表現はいずれも公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的になされたと認めることができる。

真実性または真実相当性について

本件表現 1-1

ライブカメラの映像の撮影された時期は夏期である平成 24 年 7 月から同年 8 月までの間である。

原告の公開するその他の映像によっても白色様のものの立ち上がりを確認できること。

本件処分場に持ち込まれる廃棄物の薬品処理はこれを持ち込む自治体により必ずしも統一されていないこと。

本件処分場に持ち込まれる際には湿度が保たれていない廃棄物があり、本件処分場内での作業中、作業員がマスク着用している事。

原告の会長も「し尿や汚泥の焼却灰は飛散しやすい。」とコメントしていること。

本件処分場に持ち込まれる廃棄物は薬品処理した結果化学反応を起こし、それによっても湯気が発生する場合がある。

上記の各事実、映像、目撃情報のみでは、煤じんが舞い上がっているとの事実を認めるには足りない。

被告は複数の情報を得た後、

自らも原告のライブカメラから白色様のものの立ち上がりを確認し、

これが撮影された時期は夏期であって、

その高さも人物との比較からすると3メートル程度の高さに達していることに加え、

原告会長のコメントやマスクをして作業をする者もいる事などを根拠に、

煤じんの舞い上がりが真実であると認識したと認められる。

煤じんの舞い上がりが真実であると信ずるにつき相当の理由があったと認められる。

本件表現1-2

イーステージ処分場の検査結果自体は真実であると認められる。

これを前提として、保有水が洩れている可能性を言う旨の意見は**意見論評の域を逸脱するものではない**し、このようなデータからは**保有水漏えいの可能性があること自体は真実**であると認められる。

原告の会長がイーステージ処分場設置の責任者であった事実及び埋め立て方式がいずれもセメント固化を採用しているのと事実は**重要な部分において真実である**と認められる。

以上を前提とした本件処分場の将来を危惧する意見も**意見論評の域を逸脱するものではない**。

本件表現2-1及び本件表現2-2

煤じんの舞い上がっている事実について、真実と信ずる相当な理由がある。

廃棄物の処理が不十分であるとの意見も**意見論評の域を逸脱していない**と認められる。

本件表現2-4

数年後と言う近い将来を言う表現ではあるものの、**意見論評の域を逸脱するものではない**。

いずれも真実相当性があるか、真実または真実相当性のある事実を前提とした意見論評であり、本件各文書により原告の名誉を毀損するものの、被告は免責される。

原告に対する名誉棄損の不法行為を認めることはできない。

争点2 (本件請願による不法行為の成否)

原告の主張 虚偽の事実に基づいた請願は不法である。

請願を採択するか否かは市議会の自由裁量に属する事柄であるから、本件請願が原告の権利を侵害するとは認められない。原告に対する不法行為となるものではない。

争点3 (原告に生じた損害) 1億100万円 (請求額 1100万円)

争点4 (本件各文書及び本件各写真の削除並びに謝罪広告の成否)

本件各文書、本件請願について、名誉棄損の不法行為を認めることはできないから、争点3、4については判断しない。

平成27年（ネ）第1780号 損害賠償等請求控訴事件

高裁判決 平成27年7月15日

本件控訴を棄却する。

原判決に対する追加点

- 1、フジコーポレーションの会長は平成24年2月18日の、県の立ち合い検査の最後に「今後一切会社として、連絡会には会社として対応しない。」と宣言していた。
- 2、被告は「控訴人側から本件処分場に関する説明等を受けることができなくなった状況で、」ライブカメラで白色様のものの立ち上がりを確認し、
- 3、被告が煤じんの舞い上がりが無い事などを十分に承知のうえで、各表現したものは言えない事は明らかである。（悪意がない事は明らか。）

結論

これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴には理由が無いからこれを棄却する。

平成27年（オ）第1486号

平成27年（受）第1861号

最高裁判決 平成28年3月18日

最高裁判所第二小法廷

主文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。